

# おしらせ版

平成9年2月25日発行

編集・発行：新潟県西川町役場 企画課企画広報係

## 町民憲章

守ろう 自然と緑の 美しい環境を  
 築こう 心身ともに健康で 明るい家庭を  
 育てよう 思いやりの輪で 豊かな心を  
 伸ばそう つとめに励み 創造の喜びを  
 高めよう あしたにはばたく 教養を

私たちのめざす西川町

## 越後善光寺 町指定文化財に

この度、「越後善光寺如来堂」  
と「木造善光寺式阿弥陀三尊像」  
を町文化財に指定しました。

この如来堂は、明和8年（1771年）に建築された木造平屋建入母屋造りの建物で、全体がケヤキ造りです。

豪華で保存状態もよく、類例の少ない特異な建物です。

また、仏像は長野の善光寺如来を模した形式の仏像です。

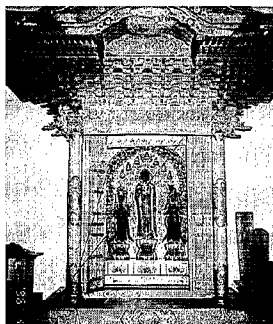
制作年代は、中尊が室町時代で、脇侍が江戸時代と推定されます。

いずれも町にとって大切な文化遺産であり、保存が望まれることから、この度、町文化財（有

形文化財）に指定となりました。

なお、この越後善光寺如来やそのお堂のように、古くから地域の人々の厚い信仰に支えられて維持・管理され、行事が行われてきているお堂は、全国でも例がありません。

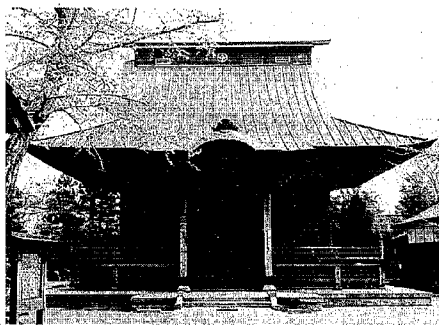
毎年、8月16日には、年一回の善光寺如来の御開帳が行われ、善光寺の人たちが交代で、田中城城主 大関阿波守盛憲とその娘に関する越後善光寺如来の「縁起」を読み上げるといふ宗教



行事が続いており、その歴史の古さがうかがえます。

先人が残した貴重な文化遺産を皆さんも一度見学してみませんか。

問い合わせは、町教育委員会 社会教育課（☎88-2334）へどうぞ。



## 町にゆかりの水墨画家 「坂井初雪」さん 水墨画を寄贈

岩船郡荒川町に在住の水墨画家「坂井初雪」（本名 坂井 勇）さんが町に2枚の水墨画を寄贈されました。

坂井さんは、西川町（旧曾根

村）に生まれ小学校3年生まで住んでおられたことから、生地にと今回の寄贈となったものです。

1枚は、役場庁舎の入口に、また、もう1枚は、坂井さんの母校である曾根小学校に設置しましたので、役場及び曾根小学校にお出かけの際は、ぜひご覧になっていただければと思います。



## 探しています！

～曾根町報 第1号～

曾根町の昭和初期の経済や文化など、当時の曾根町の様子を詳細に掲載している「曾根町報第1号」を探しています。

この町報は、昭和初期の曾根町の歴史を知るうえで貴重な史料であると期待されていますが、残念なことに役場には保存され

ておらず、町民の皆さんから史料収集を行っています。

ご存じの方は、町教育委員会 社会教育課（☎88-2334）までお知らせください。

なお、曾根町報第1号は、昭和6年2月28日に発行され、ページ数は28ページとなっています。

西川町役場 ☎88-3111(代)  
 保健センター ☎88-5311  
 公民館 ☎88-2334  
 ガス水道課 ☎88-2144  
 ティーサービスセンター ☎88-5666  
 在宅介護支援センター ☎88-5666  
 テレホンガイド ☎88-6666  
 教育相談(専用) ☎88-3031

**20歳になったら国民年金 加入手続きをしましょう**

20歳になられた皆さん、国民年金の加入手続きはお済みですか。

国内にお住まいで、厚生年金や共済組合等に加入していない方は、20歳になったら国民年金の加入が必要です。

役場の国民年金係で忘れず加入手続きをしましょう。

(年金保険料(平成8年度)は月額1万2千300円、平成9年4月分から1万2千700円となります。)

**加入すると年金手帳を交付**

国民年金や厚生年金に加入すると年金手帳が交付され自分の「基礎年金番号」が決まります。

この年金番号は、国民年金、厚生年金共通の終身の記号番号で将来年金を受けるときや相談するとき必要となります。

手帳はたいせつに保管してください。



**第3号被保険者(扶養)の「特例届」の手続きは 平成9年3月末日まで**

**急いでください!**

第2号被保険者(厚生年金や共済組合の加入者)に扶養されている配偶者を第3号被保険者といえます。

第3号被保険者は、保険料納付の必要がありませんが(保険料は会社の厚生年金等の制度の方から拠出されます)、加入届出を役場にしなければ第3号被保険者になりません。

届出をしないと、将来年金が受けられなくなったり、減額になります。第3号被保険者に該当したときは必ず届け出るようにしましょう。

扶養されている配偶者の届出が済んでいない場合は?

従前の第3号被保険者の届出は、2年前までしかさかのぼり加入できませんでした。それ以前の対象期間は、「未加入期間」となって年金には結びつきませんでした。平成9年3月までの特例届出期間に限り届出を行うことにより2年前までに限らず、昭和61年4月以降の未届出期間が第3号被保険者とされ、将来受け取る年金額に反映されるようになります。

届出を忘れていたり、済まされていない方は、次の書類等を①年金手帳または、基礎年金番号通知(自分に関係のあるもの、無い場合はその旨お話ください)

②健康保険証

③印鑑(ミトメ)

持参のうえ、役場住民課戸籍年金係に届出をして下さい。

年金関係の問い合わせは 西川町役場住民課戸籍年金係 ☎88-3111(代)

三条社会保険事務所 ☎0256-32-2821

へおたずね下さい。

**国民年金被保険者**

**第1号被保険者**

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の自営業等の人や学生など

**第2号被保険者**

厚生年金保険・共済組合に加入している人

**第3号被保険者**

第2号被保険者の奥さん(被扶養配偶者)で20歳以上60歳未満の人

**人権擁護委員に お気軽に相談ください**



第1区 深川新三郎さん

平成9年1月15日付けをもって深川新三郎さん(第1区)が、法務大臣から人権擁護委員の委嘱を受けられました。

人権擁護委員は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及、高揚を図るために置かれていたものです。

次の問題でお困りの方は、無料で、他にもれることは絶対にありませんから、安心してお気軽に自宅へおでかけください(☎88-2115でも結構です)。

なお、西川町では、深川新三郎さんのほかに、加藤豊隆さん(八幡町・☎88-3747)、田畑忠衛さん(四番町・☎88-3956)が人権擁護委員に委嘱されており、相談におでかけください。

**○相談を受ける内容**

いじめ、名誉・信用の侵害、村八分、教育を受ける権利の

**お確かめください あなたの固定資産**

平成9年度の固定資産課税台帳の縦覧を次のとおり行います。

この間に、あなたの土地や建物が固定資産課税台帳に正しく登録されているかどうかお確かめください。

**期間** 4月2日(水)から4月21日(月)まで(土、日曜を除く)

**時間** 午前8時30分から午後5時まで

**場所** 役場税務課窓口

※平成9年度は固定資産の評価替の年に当たるため、縦覧期間が1カ月延期されるものです。

**ごみを出すときに 気をつけましょう**

ごみは種類別にきちんと分け、できるだけ中身の見える袋に入れて出しましょう。

○きめられた日時にきめられた

侵害、強制・圧迫、酷使・虐待、生活権の侵害、その他お困りの問題

**お詫びと訂正**

2月10日号の1頁で町の人口の「(前月比+22)」は「(前月比+9人)」「転出22人」は「転出21人」の誤りでした。

**本ともっとも仲良くなりたいおともだちへ みつばちレター 3月の巻**

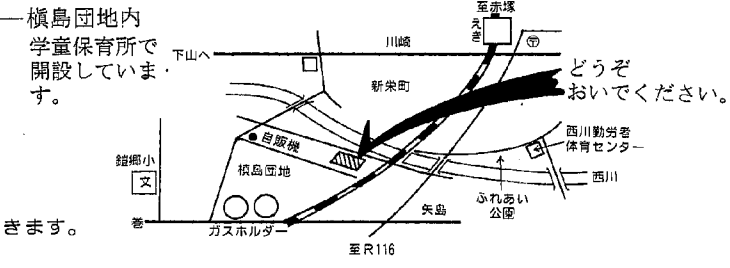


～3月の開設予定～

3月2日(日) 13:00～15:00

3月16日(日) 13:00～15:00

随時、絵本の読みかきせをしています。開設時間中は、どなたでも自由に閲覧できます。どうぞおいでください。



**プラネタリウム放映**

入場は無料ですので、お気軽にお出でください。

**とき** 3月10日(月) 午後7時30分から

**ところ** 福祉会館児童室

**内容** ☆春の星空



**青少年健全育成標語**

入選作品(敬称略)

いじめをみたら たすけるゆう気を たいせつに 堀川 彩(鏡郷小3年)

いじめを見たら すぐに止めよう 自分の力で 田原 唯(曾根小3年)

西川町青少年問題協議会

# 臨時福祉特別給付金が支給されます

臨時福祉給付金  
(福祉給付金)

支給対象者  
1人につき **1万円**

臨時介護福祉金  
(介護福祉金)

支給対象者  
1人につき **3万円**

臨時特別給付金  
(特別給付金)

支給対象者  
1人につき **1万円**

本年4月から消費税率の引上げや地方消費税が導入されることとなりましたが、これらに伴って、老齢福祉年金や特別障害者手当の受給者、低所得のねたきりのおとしよりの方、65歳以上の低所得の方々に対し、臨時福祉特別給付金が支給されることとなりました。

具体的な支給対象者や支給の方法などは次のとおりですが、支給を受けようとされる方は、3月25日(期日厳守)までに申請書の提出が必要となりますのでご注意ください。期限までに提出されない場合は、この給付金を受けることができません。

福祉給付金は次の方に支給されます

- 1 平成9年2月1日(基準日)において、本年2月分の次のいずれかの年金又は手当を受給できる方が対象となります。
  - ① 老齢福祉年金
  - ② 障害基礎年金のうち旧障害福祉年金に相当するもの
  - ③ 年金証書の年金コード種別(先頭2桁)が「63」又は「26」に該当するもの
  - ④ 遺族基礎年金のうち旧母子・準母子福祉年金に相当するもの
  - ⑤ (年金証書の年金コード種別(先頭2桁)が「27」又は「28」に該当するもの)
  - ⑥ 児童扶養手当
  - ⑦ 特別児童扶養手当
  - ⑧ 特別障害者手当
  - ⑨ 障害児福祉手当
  - ⑩ 福祉手当(経過措置分)
  - ⑪ 原爆被爆者諸手当(医療特別手当、特別手当、健康管理手当、特別手当)

臨時福祉特別給付金の請求と受領を市町村長に委任していただくこととしておりますが、申請書提出後、受給資格が認定されますと西川町長から直接支給されることとなります。

問い合わせ・申請書の請求先  
西川町役場保健福祉課  
係 3111  
内線141

支給を受けるための手続き

- 1 臨時福祉特別給付金の支給を受けようとされる方は、臨時福祉特別給付金支給申請書(役場にあります)に必要事項を記入のうえ、西川町役場保健福祉課に3月25日までに提出していただきます。
- 2 申請書は1枚で「福祉給付金」「介護福祉金」並びに「特別給付金」のいずれに該当する場合でも申請書は1枚だけ提出していただくこととなります。

- 3 臨時福祉特別給付金の円滑な支給事務手続きを進めるため、申請書を提出する際に、

一人の方が福祉給付金や特別給付金の支給要件に該当する場合でも支給の対象となります。

特別給付金は次の方に支給されます

- 1 基準日において65歳以上の方(昭和7年2月1日以前に生まれた方)で、平成8年度分の個人の町民税が課されなかった方(ご本人が、他の方の平成8年度分の町民税額の算定に際し、控除対象配偶者又は扶養親族となっている場合は、当該他の方に平成8年度分の町民税が課されなかった場合に限り)が対象となります。

- 2 右記1に該当する場合でも、福祉給付金の取扱いと同等に生活保護を受けている方などには支給されません。

が、他の方の平成8年度分の町民税額の算定に際し、控除対象配偶者又は扶養親族となっている場合は、当該他の方に平成8年度分の町民税所得割が課されなかった場合に限りです。で次のいずれかに該当する方が対象となります。

- ① 基準日において、平成8年8月1日以前からねたきり又は痴呆等の状態にあるため常時の介護を必要としている65歳以上の方(昭和7年2月1日以前に生まれた方)
- ② 本年2月分の特別障害者手当、障害児福祉手当又は福祉手当(経過措置分)を受給できる方

介護福祉金は次の方に支給されます

- 1 基準日において、生活保護を受けている方か、あるいは平成8年度分の町民税所得割が課されなかった方(ご本人
- 2 ただし、基準日において、病院、診療所又は老人保健施設に平成8年10月31日以前から継続して入院又は入所している方、特別養護老人ホームなどの社会福祉施設に入所している方(養護委託をされているおとしよりの方を含み)す。には、介護福祉金は支給されません。
- 3 介護福祉金は、福祉給付金や特別給付金と異なって、ねたきりのおとしよりなどに対する在宅介護の支援を目的として支給されることから、同

**ハイ、県くらしのダイヤル**

☎025-285-7000

- ・消費生活相談事例
- ・通信販売、訪問販売など

**悪徳商法苦情相談**

月～金 9:00～17:00

新潟県消費生活センター ☎025-285-4196

**無料 交通事故の相談**  
 (新潟自動車保険請求相談センター)  
 ・電話の相談もお受けします。  
 ☎025-225-1851 (直通)  
 相談日: 月～金 9:30～12:00、13:00～16:40  
 (祝祭日を除く)  
 ◎弁護士相談日  
 毎週水曜日 13:00～16:00(予約制、相談無料)

**阪神・淡路大震災が原因で神戸市から転入された皆さんへ**  
 神戸市の広報紙の郵送を希望される方は、  
 ☎078-322-5085 (神戸市広報課) までご連絡ください

**教育相談窓口**

日時 毎週火曜日と金曜日(祝祭日を除く) 8:30～17:00

相談方法 電話・来訪・その他

相談員 齊藤正男先生

☎ 88-3031 (専用)

**心配ごと相談**

日時 毎週月曜日(祝・祭日を除く) 13:00～15:00

会場 いこいの家「西川荘」

問い合わせ 社会福祉協議会(☎88-7735)

**行政相談**

日時 毎週月曜日(祝・祭日を除く) 13:00～15:00

会場 いこいの家「西川荘」

相談員 佐藤 季夫さん

**アトピー性疾患相談会**

日時 3月11日(火) 13:00～16:00

会場 巻保健所2階相談室

問い合わせ ☎72-0934(地域保健係)

**ソフトバレーボール教室**

日時 毎週水曜日

19:30～21:00

会場 西川勤労者体育センター

問い合わせ 公民館(☎88-2334)

**ターゲットバードゴルフ教室**

日時 毎週金曜日

19:30～21:00

会場 西川勤労者体育センター

問い合わせ 公民館(☎88-2334)

**3B体操教室**

日時 毎週土曜日


19:30～21:00

会場 福祉会館

問い合わせ 公民館(☎88-2334)

**「傍聴しませんか」**  
**3月定例議会招集**  
**日のお知らせ**  
 3月定例議会の招集日が、次のとおり決まりましたので、お知らせします。  
 招集日 3月7日(金)  
 なお、一般質問や予算等の審議の日程につきましては、招集日の2・3日前に開催される議会運営委員会でも決まることとなりますので、その後役場庁舎内の掲示板(ふれあいコーナー前)に日程を掲示します。  
 また、電話照会にもお答えします。役場内議会事務局(☎88-3111内線3111)へ照会ください。  
 議会での審議は、町民の皆様への生活に直結するものです。ぜひ傍聴してください。

**3月の休日診療医**



休日の診療当番医の診療時間は、外科・内科とも午前9時から午後6時までです。時間外でやむをえない時は、当番医と連絡を取って受診してください。救急車の必要な時は、消防署(☎119)に電話をしてください。

区分	外科			内科		
月日	医院名	所在地	電話	医院名	所在地	電話
2	伊藤整形外科	吉田町	93-3115	刈部医院	西川町	88-2057
	竹前整形外科	巻町	73-2809	杉山医院	中之口	025-375-3009
9	立吉田病院	吉田町	92-5111	松崎医院	中之口	025-375-3013
	湯東けやき病院	湯東村	86-3515	湯東けやき病院	湯東村	86-3515
20	吉岡医院	吉田町	92-7887	長沼内科医院	中之口	025-375-5180
	本間医院	分水町	98-2350	五十嵐医院	中之口	025-375-5670

3月の休館日は3日、10日、17日、24日、31日です。

**問い合わせ 直接会場(☎025-283-3331)まで**

**費用**  
 祝日 5回  
 平日 2回、第2・第4土曜日 3回、日曜日・学生 400円、幼児 無料(いずれも入館料を含まず)

**県立自然科学館の3月の催し物をご案内**  
 新潟県立自然科学館の3月の催し物へ、ご家族お揃いでお出かけください。

**☆春の特別展**  
**「からくりワンダーホーム」**  
 日時 3月16日(日)から4月6日(日)

**☆プラネタリウム**  
**「白星くじつあんです」**  
 日時 3月8日(土)から6月8日(日)

**家族で交通災害共済に加入しましょう**

交通事故は、私達の身にいつふりかかってくるかわかりません。昨年も西川町では、悲惨な交通事故が絶えませんでした。ドライバ―や歩行者がいくら注意しても、心無い人により「万が一」の交通事故に巻き込まれることもありまます。このような「万が一」の交通事故に備え、家族そろって交通災害共済に加入しましょう。共済見舞金等級表

等級	災害の程度	金額
1	死亡	1,200,000円
2	自動車損害賠償法施行令別表の等級区分第1級の各号に掲げる障害	700,000円
3	自動車損害賠償法施行令別表の等級区分第2級の各号に掲げる障害	400,000円
4	治療を要した期間が7月を超え、かつ、入院40日以上を含む実治療日数110日以上の障害	180,000円
5	治療を要した期間が6月を超え、かつ、入院30日以上を含む実治療日数90日以上の障害	150,000円
6	治療を要した期間が5月を超え、かつ、入院21日以上を含む実治療日数75日以上の障害	120,000円
7	治療を要した期間が4月を超え、かつ、入院14日以上を含む実治療日数60日以上の障害	100,000円
8	治療を要した期間が3月を超え、かつ、入院7日以上を含む実治療日数45日以上の障害	80,000円
9	治療を要した期間が2月を超え、かつ、入院3日以上を含む実治療日数30日以上の障害	60,000円
10	治療を要した期間が1月を超え、かつ、入院2日以上を含む実治療日数15日以上の障害	40,000円
11	入院治療の実治療日数7日以上	20,000円

数及び金額を記入し現金を添えて各町内の区長さんに申し込んで下さい。なお、西川町消防本部及び新潟県交通災害共済組合指定金融機関(西川町については、第四銀行西川支店)で加入手続きができますので、ご利用下さい。

**共済期間**  
 平成9年4月1日から平成10年3月末日まで  
 (途中加入の場合は、加入手続きをした翌日から平成10年3月末日まで)

**会費**  
 大人も子供も一人の年額500円(途中加入も同額)申込み  
 平成9年3月1日から随時詳細は、消防本部(☎88-2349)までどうぞ。

**新着図書のご案内**

<p><b>★文学★</b>                  このミステリーがすごい                  鷲の驕り                  きみのためにできること                  私はまだまだお尻が青い                  村上春樹・河合雄雄に会いにいく                  名前と人間                  劇的とは  <b>★教育・社会・ノンフィクション★</b>                  新潟の子育て百科                  新潟の米ものがたり                  ふるさと人物伝                  新潟の社長あじな話                  昭和グラフィティ                  骨髄移植の朝                  言ってもいいですか                  品格なくして地域なし                  東北学へ                  死にぎわの法律Q&amp;A                  徳川慶喜家の子ども部屋                  FBIが恐れた伝説のハッカー(上)(下)  <b>★科学</b>                  パラドックスとしての流体</p>	<p>別冊宝島編集部編                  服部 真澄著                  村山 由佳著                  有吉 玉青著                  村上春樹等著                  田中 克彦著                  木下 順二著                  にいがた県民教育研究所編                  新潟日報事業社編                  新潟日報事業社編                  新潟日報事業社編                  玉井 一利著                  小林 賢司著                  島根三枝子著                  関川夏央等著                  赤坂 憲雄著                  平田 厚等著                  榎原喜佐子著                  ジョナサン・リットマン著                  巽 友正著</p>	<p><b>★幼児・児童用★</b>                  雪国のおくりもの                  にじいろのさかな                  つかまったらはだれ                  パジャマおぼけのおぼけパジャマ                  ぼくらは赤いうさぎ                  おとうさんはまんねんひつ                  ぼくはきみのおにいさん                  ゆうえんちにいったまいちゃん                  ラックーンと森の仲間たち                  ニュー・J・マッカーシー著                  パベット・コール著                  シルヴィ・シラルデ著                  リン・チェリー著                  A・オソフスキー著                  マーティン・オーボン著                  ガブリエル・パンサン著                  キャラリン等著                  エレイン・ミルズ著                  関口シュン著                  ウイリー・ウェルチ著</p>
---	--	---

# 3月の行事カレンダー

カレンダーのみかた このマークは、このようにみてください。

+…休日診療医 
 ■…行事の名称 
 □…会場 
 🕒…時間 
 👤…対象 
 📞…照会先 
 📄…内容

1 土		17月	■心配ごと相談 西川荘 🕒13:00～ ■行政相談 西川荘 🕒13:00～ ■献血(全血) 保健センター 🕒10:00～12:30 13:30～15:30 🕒16歳～64歳 所得税確定申告期限 彼岸入り
2 日	☑️休日診療医 日外科：伊藤整形外科(吉田93-3115) 日内科：苅部医院(西川188-2057) ■近郷婦人バレーボール大会 西川中体育館 🕒8:30～	18火	■三種混合予防接種(初回1回目) 保健センター 🕒13:00～14:10 平成6年7月1日～平成7年6月30 日生まれ及び前回来接種者
3 月	■心配ごと相談 西川荘 🕒13:00～ ■行政相談 西川荘 🕒13:00～ ひな祭・耳の日	19水	
4 火		20木	☑️休日診療医 日外科：湯東けやき病院(湯東86-3515) 日内科：湯東けやき病院(湯東86-3515) 春分の日
5 水	啓蟄	21金	
6 木		22土	■ちびっ子煎茶教室 福祉会館 🕒9:30～11:30
7 金	消防記念日	23日	☑️休日診療医 日外科：吉岡医院(吉田92-7887) 日内科：長沼内科医院(中之口025-375-5188) 世界気象デー
8 土	■ちびっ子煎茶教室 福祉会館 🕒9:30～11:30 国際婦人デー	24月	■心配ごと相談 西川荘 🕒13:00～ ■行政相談 西川荘 🕒13:00～
9 日	☑️休日診療医 日外科：竹前整形外科医院(巻73-2809) 日内科：杉山医院(中之口025-375-3009)	25火	■妊婦学級(ハッピーコース) 保健センター 🕒9:00～12:00 🕒出産月：5月～8月の妊婦 ■乳児産婦健康相談 保健センター 🕒9:00～9:30 🕒平成9年1月生まれの乳児と母親、前回来受診者 ■乳児健康診査 保健センター 🕒13:10～13:50 🕒平成8年4月、5月、平成8年10月、11月生まれの乳児及び前回来受診者
10月	■心配ごと相談 西川荘 🕒13:00～ ■行政相談 西川荘 🕒13:00～ ■精神保健相談 保健センター 🕒13:00～ 🕒事前に申し込みください。 ■プラネタリウム投映 福祉会館 🕒19:30～	26水	
11火		27木	
12水		28金	
13木		29土	
14金		30日	☑️休日診療医 日外科：本間医院(分水98-2350) 日内科：五十嵐医院(中之口025-375-5670)
15土	■ごみ収集の臨時休業日	31月	■心配ごと相談 西川荘 🕒13:00～ ■行政相談 西川荘 🕒13:00～ ■今月の納税 ◎国民健康保険税第6期分 ◎納税は便利で安全な口座振替をご利用ください。
16日	☑️休日診療医 日外科：東立吉田病院(吉田92-5111) 日内科：松崎医院(中之口025-375-3013)		

照会先：西川町役場 ☎88-3111(代)・保健センター ☎88-5311・公民館 ☎88-2334・ガス水道課 ☎88-2144  
 ・デイサービスセンター ☎88-5666・在宅介護支援センター ☎88-5666・テレホンガイド ☎88-6666  
 ※検診関係の時間は、受付時間です。